惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシロチドリ及びタカブシギその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているキクタニギク、オオクグ及びシランその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は少ないとされている。

また、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺で学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、このうち１箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存の措置が講じられている。起業者は、今後、残る１箇所についても宮城県教育委員会と協議を行い、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、東北地方太平洋沖地震の津波による破堤等のため、洪水並びに高潮及び津波遡上による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、築堤及び拡築案（以下「申請案」という。）並びに河道掘削及び水門整備案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数は多いものの、河川環境へ与える影響が小さいこと、大規模な地盤改良等を伴わないことから施工性に優れること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

３(1)で述べたように、東北地方太平洋沖地震の津波による破堤等のため、洪水並びに高潮及び津波遡上による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、鳴瀬川流域の自治体の長からなる江合・鳴瀬・吉田川直轄改修促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県東松島市役所

人事異動

内閣

（内閣府大臣官房）内閣府事務官　北村　博文

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室カウンターインテリジェンス・センター副センター長を命ずる（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））内閣事務官　北村　博文

警察庁に出向させる

内閣官房内閣情報調査室カウンターインテリジェンス・センター副センター長を免ずる（以上一月一日）

総務大臣補佐官に任命する　太田　直樹

内閣府大臣補佐官に任命する　松田　隆利

内閣官房長官を補佐させる

防衛大臣秘書官に任命する　豊田　圭三

財務大臣　麻生　太郎

国際通貨基金総務会総務たる日本政府代表を命ずる

国際復興開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

欧州復興開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

米州開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

アジア開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

アフリカ開発銀行総務会総務たる日本政府代表を命ずる

多数国間投資保証機関総務会総務たる日本政府代表を命ずる

国際通貨基金の国際通貨金融委員会委員たる日本政府代表を命ずる

復興開発途上国に対する実物資源の移転に関する国際復興開発銀行及び国際通貨基金の総務会合同大臣委員会委員たる日本政府代表を命ずる

投資紛争解決国際センター理事会代表者たる日本政府代表を命ずる（以上一月九日）

内閣府

（総務省大臣官房付）総務事務官　兵谷　芳康

内閣府事務官（大臣官房審議官）に昇任させる（経済社会総合研究所総括政策研究官に昇任させる（大臣官房に配置換する（大臣官房公文書管理課長）同　笹川　武弘

大臣官房公文書管理課長に配置換する（以上二十六年十月一日）

（原子力規制委員会原子力規制庁放射線対策部長）環境事務官　森丘　正宏

内閣府事務官（政策統括官（原子力防災担当））に昇任させる　興梠　信重

（原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官）環境技官　山本　哲也

大臣官房審議官に併任する

（原子力規制委員会原子力規制庁放射線対策部防護対策部長）同　森下　泰光

内閣府技官（政策統括官（原子力防災担当））付　参事官（総括担当））に転任させる

（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　杉本　孝信

内閣府技官（政策統括官（原子力防災担当））付　参事官（地域防災・訓練担当））に転任させる（以上参事官（男女共同参画局調査課長）内閣府事務官　小八木大成

大臣官房に配置換する

（大臣官房政策評価広報課調査官）同　伊藤　誠一

男女共同参画局調査課長に昇任させる（以上二十六年十月十五日）

（参事官（宇宙担当）付）内閣府事務官　深井　宏

文部科学省に出向させる（二十六年十月十九日）

（文部科学省研究開発局開発企画課長）文部科学事務官　内丸　幸喜

学技術・イノベーション担当）付））に転任させる（二十六年十月二十日）